

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書									
車名		型式		車台番号		自動車の大きさ			
						長さ			センチメートル
						幅			センチメートル
						高さ			センチメートル
自動車の使用の本拠の位置									
自動車の保管場所の位置									
※保管場所標章番号									
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。									
警察署長殿									
年 月 日									
〒 ()									
住所									
(フリガナ) ()									
氏 名 印									
電 話 番 号 ()									

第 号 自動車保管場所証明書									
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。									
年 月 日									
警視庁 警察署長									

[注] この証明書の有効期限は、
証明日から「1か月」です。

使用
権限

自己・他人・共有

連絡
先

氏名
電話

()

新規
代替

車両
番号

前車
現車

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）

2 1 (1)に該当することにより、所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章番号を記載すること。

3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

【自動車保管場所証明申請書】の記載例

※ 自動車を運輸支局に登録（新規登録・変更登録・移転登録）する場合に必要な書面です。

留意事項

- この書類は、二枚で一組（複写式）となっています。黒色のボールペン又は黒色のスタンプで明瞭に記載してください。
- 証明書の有効期限（二か月）内に運輸支局へ提出してください。有効期限経過後は新たな申請をすることになります。
- 申請内容に不明な点がある場合は、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。
- 申請書交付後の訂正はできませんので、申請内容を十分確認した後提出してください。なお、記載事項に誤りがあった場合は、新たな申請となります。

- 新車を取得する場合（ナンバーが付いていない場合）～自動車販売業者の方に確認してください。
- 中古車を取得する場合（ナンバーが付いている場合）～自動車検査証の内容と同じに書いてください。
- 数字とローマ字をハッキリと区別して書いてください。次の間違いがしばしば見受けられますので、提出前に十分確認をお願いします。
※【0とO又はD、1とI、2とZ、7と9、8とB、9とP、VとU】などに注意してください。

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	TA-ZZE122	ZZE122-12345	長さ 436 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 147 センチメートル
例えば、トヨタ・カローラの場合「トヨタ」と書きます。			
自動車の使用の本拠の位置		東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号	
自動車の保管場所の位置		東京都千代田区霞ヶ関2丁目3番4号 かすみ駐車場 No.1	
※保管場所標章番号		973261049	
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
平成○年△月□日			
住 所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号			
氏 名 日本 太郎			
電話番号 03(3581)0110			
第 号			
自動車保管場所証明書			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
年 月 日			
警 視 庁 警 察 署 長			

自動車の大きさ欄

センチメートル単位で、右に詰めて書きま（単位～切り捨て）。

使用の本拠の位置欄

- 【個人の場合】
実際に居住する場所の所在地を書きます。通常は、住民票の住所と同じです。
《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません》
- 【法人の場合】
実際に営業を行う事業所の所在地を書きます（本社・支社等の所在地）。
《通常、役員の自宅や社員寮等は、使用の本拠とはなりません。》
※申請者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なる時は、両者の正当な関係を明らかにする書面を求めることがあります。

保管場所の位置欄

駐車場の所在地と車庫の特定番号を書きます。

保管場所標章番号欄

- 次のいずれにも該当する場合は、申請書に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより「所在図」のみ、記載（添付）を省略することができます。
- 自動車買い替え時等の自動車の入れ替えである。
- 使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がない。
- 申請の時点で旧自動車を保有している。

申請者欄

- 申請者欄に記載する方は、警察署窓口書類を提出する方ではなく、**自動車の使用者となる方の住所・氏名**です。
- 【個人の場合】
住民票又は印鑑証明書の住所と氏名を書きます。
※ 申請者は署名することにより、押印を省略することができます。
- 【法人の場合】
登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を書き、法人の代表者名を併記のうえ押印します。
※ 法人の場合は、押印を省略することはできません。
印鑑は、法人として通常使用する印鑑を押印してください。

使用権限欄

- 申請する車庫の「所有者」に○印を付けます。
- ・ 申請者所有～自己に○印を付け、「自認書」を添付します。
- ・ 他人所有～他人に○印を付け、下記書面のうちいずれか「一通」を添付します
 - ① 保管場所契約書の写し
 - ② 駐車場料金領収書（契約書のない時）等
 - ③ 保管場所使用承諾証明書
- ・ 共有地～共有に○印を付け、共有者全員の使用承諾書を添付します。

連絡先欄

申請内容について、お尋ねできる連絡先（氏名・電話番号）を書いてください。

新規・代替欄

- 申請する車庫の状況について、新規・代替のいずれかに○印を付けます。
- ・ 新規～初めて使う車庫で、まだ証明書の交付を受けていない場合
- ・ 代替～今まで使っていた車庫で、既に証明書の交付を受けている場合

新規を選択した場合、記載の必要はありません

使用 権限	自己・ 他人 ・共有	連絡先	氏名 日本 二郎 電話 03(3581)△555	新規 代替	車両 番号	前車 現車	品川59〇1234
----------	-------------------	-----	-----------------------------	----------	----------	----------	-----------